

○男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント

相談窓口設置要綱

平成30年9月26日

要綱 第5号

改正 令和4年5月30日 消本訓令第12号

(設置)

第1条 男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント相談窓口（以下「窓口」という。）を消防本部総務課に置く。

(所掌事務)

第2条 窓口は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) パワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント（以下「ハラスメント」という。）に関する相談
- (2) 男鹿地区消防一部事務組合ハラスメント等通報窓口との連絡調整
- (3) 男鹿地区消防一部事務組合外のハラスメント等相談窓口との連絡調整
- (4) その他ハラスメントの相談に関する事務

(相談員)

第3条 窓口は、相談員を置く。

- 2 相談員は、男性及び女性それぞれ1名以上をもって充てることに努めなければならない。
- 3 相談員は、識見を有する第三者をもって充てることのできるものとする。

(相談の受付)

第4条 相談員は、職員及びその家族（第6条第1項において「職員等」という。）から相談を受けるものとする。

- 2 相談は、面談、電話、ファックス、電子メール等により受けるものとする。
- 3 相談においては、原則として相談者の氏名、役職等を聴き取るものとするが、匿名での相談も可能な限り受け付けるものとする。
- 4 総務課長は、特に必要である場合に識見を有する第三者に助言を求めることができる。

(相談員の遵守事項)

第5条 相談員は、窓口の業務を遂行するに当たり、次の各号に掲げる事項を

遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏えいしないこと。相談員等の職を退いた後も、また、同様とすること。
- (2) 相談者の名誉、プライバシーその他人格権を侵害することのないよう慎重に対処すること。
- (3) 別記様式を使用し、相談内容を丁寧に聴き取った上で、必要な助言を行うこと。
- (4) 相談者が希望する場合、または事案が深刻なケースであると思慮される場合には、外部相談員（産業医、弁護士等）を交えた対応を行うこと。

（消防長の義務）

第6条 消防長は、職員に対し、相談窓口の存在を周知徹底するとともに、その利用を啓発することにより、職員等が容易に相談できるように十分配慮するものとする。

2 消防長は、職員に対し、相談後の取扱いをあらかじめ明示しておくものとする。

（庶務）

第7条 窓口に関する庶務は、消防本部総務課において処理する。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、窓口の運営に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

相 談 記 録 書

相談員・ハラスメント担当者（1）		相談員・ハラスメント担当者（2）	
所属・職名 氏 名		所属・職名 氏 名	
相 談 者	(所属・職名) (氏名)		
日 時 等	日時	令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	方法	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> メール <input type="checkbox"/> 面談	
	場所		
相 談 内 容	事案の区分	<input type="checkbox"/> パワハラ <input type="checkbox"/> セクハラ <input type="checkbox"/> その他 ()	
		いつ、どこで、何が行われていた(る)のか。(問題とされる言動や経緯を詳細に聞き取り記入)	
		誰が関与していた(る)のか。(行為者、目撃者、証人等)	
		その行為に対して、相談者はどのように感じた(ている)か。	
	その行為に対して、相談者は自ら何らかの対応を行ったか。(行為への対応、上司や第三者への報告など)		

